省　令

○総務省令第百十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十五日

総務大臣　武田　良太

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　雑則 ［第一節～第二節　略］ 第二節の二　適正な運用の確保が必要な無線局（第五十一条の二） 第二節の二の二　指定無線設備等（第五十一条の二の二―第五十一条の四の三） ［第二節の三～第四節　略］ 附則	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　雑則 ［第一節～第二節　同上］ 第二節の二　指定無線設備等（第五十一条の二―第五十一条の四の三） ［第二節の三～第四節　同上］ 附則
第二節の二　適正な運用の確保が必要な無線局 （適正な運用の確保が必要な無線局） **第五十一条の二**　法第百二条の十一第四項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 一　電気通信業務の用に供する無線局 二　放送の業務の用に供する無線局 三　人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局 四　気象業務の用に供する無線局 五　電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局 六　鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局 七　第一号から前号までに掲げるもののほか、公共の利益のための業務の用に供する無線局であつて、混信その他の妨害を与えられることにより当該業務の遂行に支障を生ずるおそれがあるもの	**第二節の二**　指定無線設備等 （指定無線設備） **第五十一条の二の二**　法第百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。 ［一～四　略］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	**第二節の二**　指定無線設備等 （指定無線設備） **第五十一条の二**　法第百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十三号）の施行の日（令和二年十二月十五日）から施行する。

○総務省令第百十八号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十五日

総務大臣　武田　良太

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第四から様式第七までの規定中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」を削る。

様式第八中「（代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「印」を削る。

様式第九中「（自筆で記入したときは、押印を省略できる。）」及び「印」を削る。

様式第十中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第十一中「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

様式第十二から様式第二十一までの規定中「自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」に改め、「とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる」及び「印」を削る。

附　則

この省令は、令和二年十二月二十五日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十二月十五日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一三五

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表文部科学省の部内部局の項中「国際調整企画官　教員免許企画室長」を「教員免許企画室長　国際調整企画官」に改める。

別表農林水産省の部内部局の項中「米麦流通加工対策室長」を「米麦流通加工対策室長　米麦品質保証室長」に、「畜産技術室長」を「畜産技術室長　家畜遺伝資源管理保護室長」に改める。

別表気象庁の部内部局の項中「次長」を「次長　気象防災監」に、「航空気象管理官　環境気象管理官」を「国際・航空気象管理官」に、「気象ビジネス支援企画室長　気象防災情報調整室長　気象防災推進室長　航空予報室長」を「地域防災企画室長　技術開発推進室長　国際室長　航空気象管理室長　情報技術推進室長　気象ビジネス支援企画室長」に、「情報管理室長　観測システム運用室長　航空気象観測整備運用室長　地震津波防災対策室長」を「観測船運用管理官　航空予報室長　気象監視・警報センター所長　海洋気象情報室